

第2回 避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム

1. 日時

令和6年11月27日(水) 10:00-12:00

2. 場所

オンライン開催

石川県行政庁舎8階812会議室

3. 出席者数

32名

4. 議事次第

- (1) 「被災者データベース」の業務フローと集約したデータとの現状と課題
- (2) 活用する具体の業務
 - ・避難所外被災者の把握の実態
 - ・データの活用業務実態
- (3) 個人情報の取り扱いについて(制度面、セキュリティ面の措置)
 - ・事務連絡・全体質疑
- (4) 事務連絡・全体質疑

【概要】

<冒頭の挨拶>

検証チームの開催にあたって石川県総務部デジタル推進監室の三宅参事兼 CIO より以下の挨拶があった。

○三宅参事兼 CIO

第2回避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本検討会は、広域被災時における課題や現場ニーズを把握し、現状・実態の調査や検討・レビューを実施し、広域被災者データベース・システム構築ワーキングに起案していくものである。先だって、10月17日に行われた第2回検討検証チームの合同検討会では、業務フローの決定に係る合意形成プロセスの重要性やデータ項目等について議論いただき、10月23日のワーキンググループに報告した。今回の検証チームでは、能登半島地震や奥能

登豪雨の現場において収集・集約、活用された情報の整理、個人情報の取扱いについて議論したいと考えている。委員のご尽力によって本会議を開催している。引き続きご協力を頂きたい。

<広域被災者データベース・システム>の在り方と検討の進め方について

前回からの振り返りを含めた「広域被災者データベース・システム」の在り方と検討の進め方について、石川県総務部デジタル推進監室の谷場専門員から以下の説明があった。

○谷場専門員

資料の説明に入る前に、今回の資料の送付が当日になったことについてお詫び申し上げます。次回以降、検討・検証チームや検討ワーキングの開催にあたり、事前に資料の内容を確認いただけるようにしたい。

今後の本事業のスケジュールについて説明する。資料 63 ページに次回以降の会議日程案を示している。ワークショップや検討・検証チーム、検討ワーキングの開催にあたり、会議の中やアンケート等で委員の皆様にご意見を頂く期間について事務局から具体的なタイムラインを示せるようにしたい。本日も会議の中でご意見等を伺うが、次回以降の検証チームにおいては、能登半島地震や過去の広域災害において広域避難や災害ケースマネジメントで必要になった情報、情報連携の課題を提示してご意見を頂きたい。

11月12日に開催したワークショップの内容について。赤枠で示したところ、広域被災者データベース・システムに必要な情報について収集、整理したいと考えている。広域災害にかかる業務にどのような情報が必要だったか、どこからどのように持ってくるのか等の検討をしたい。今年度中は広域避難対策、避難所外避難者対策のためのユースケースを提示していきたいと考えている。

本事業における論点と本日の主なスコープについては、特に変更はないので説明は割愛する。

11月19日第2回検討チームの資料について。広域被災者データベース・システムの役割・コンセプトをまとめている。大規模災害時に被災市町の被災者台帳作成を支援する役割と、被災者の状況、居所や連絡先、その情報を共有するにあたってタイムスタンプ等を関係者に共有することによって、支援の重複や漏れを抑止し、効果的な被災者支援を実施するものである。中央に広域被災者データベース・システムがあるが、被災市町避難先自治体、民間から協力いただく支援機関等を含め、広域被災者データベース・システムに他の支援機関が必要となる情報を追加していくものである。広域被災者データベース・システムの中では、名寄せや統合に必要な識別子、データベースの運用にあたってマスタとなる基本情報を管理していくことを想定している。

今回は検証チームになるので、石川県が構築した被災者データベースの現状と石川県が考える次の広域災害への備えの考えをまとめた。石川県が能登半島地震の際に応急的に被

災者データベースを構築した。青色で運用期間を示している。一番上には内閣府防災が整理している避難所運営ガイドラインを参考にフェーズを分けた。被災者データベースについては、平時は発災当日、応急期を含めてコールドスタートをイメージしている。具体的には、復興期から具体の運用をすることを石川県の被災者データベースとしては行った。復興期のどこかで広域避難先での対応やケースマネジメントでの活用を踏まえて現状は検討している。その中で、被災者データベースの運用に係るデータフローを整理している。まずは、データソースとして被災者データベースとして入るデータを類型化した。基本となる情報となるマスターデータについては、被災者の居所の情報として住基から全ての住民の情報を被災市町から提供いただいた。そのほか、罹災証明の発行情報等がある。これらはデータ連携を実際にできた。

次に支援が必要な被災者の情報について。これはあらかじめ自治体で平時から作っている情報として避難行動要支援者名簿や、個別避難計画がある。これについても、データ利活用にあたって現場で活用できたらいいという話もあった。

次に、援護の実施に必要な情報について。災害対策基本法に従い情報が共有できる情報から、災害現場で被災者支援の現場で作られる名簿などを入れている。一つは避難所の入所者名簿や、被災者自ら発信する情報などがある。

次に被害や援護の実施の情報について。これらを共有することで被災者支援の効率化が見込める。援護の実施状況は救助含めて自治体は応援に入っている職員や自衛隊などの支援チームから共有してもらうことが想定される。こちらでも実施できたことと課題があることを整理している。

次にデータの保管について。データ要件や連携要件などをまとめていく。機能要件や非機能要件も検討していく。広域避難場所の確保や避難所外避難者の情報把握のところで、データベースのデータが使えると良い。

災害ケースマネジメントについて。アウトリーチによる情報把握や支援のつなぎに活用する具体的なデータモデルを検討していく。

次に被災自治体の情報提供について。能登半島地震の際は広域災害の為、被災者の居所の把握が困難であった。データを利活用する中で、そこから出てくる情報を連携する事が大事だと考える。

次に情報のフィードバックについて。利活用で出てきた被災者の情報を被災者データベースにフィードバックすることで、別の被災者支援に繋げることを考えている。今回石川県として課題となったことについて、システムと運用面の課題を整理したので、後程また説明する。

<「被災者データベース」の業務フローと集約したデータの現状と課題について>

「被災者データベース」の業務フローと集約したデータの現状と課題について、事務局から以下の説明があった。

○事務局-北口

まず、被災者データベースへのデータの流れや集約方法の現状・課題について説明する。まず今日議論したいポイントについて。今後仕様書を作成する必要がある。そこでどういったデータを集約し、利用するのかという項目を決めていく。第二回検証チームでは被災者データベースが現場でどのようにデータを連携していたのかについて整理した。今日の意見は被災者データベースの仕様にも反映していく。本日の会議の後にフォームで意見聴取も実施する。

被災者データベースの業務フローについて 6 つのケースを整理した。まず被災者データベースの運用が始まった間に、①発災直後の被災者台帳のデータを入れ込むところ、②一次避難所の情報の入れ込み、③入退所名簿の取り込み、④避難所外避難者の情報の取り込み、⑤申請支給情報の取り込み、の計 6 つのケースを整理した。それぞれ具体的な業務フローと実際に扱ったデータ項目を資料上で整理しているので資料を参照していただきたい。上記の内容について関係者の方々に是非意見や課題があれば意見をもらいたい。例えば、こういうデータが必要だった、や、データの管理にどんな課題があったのかについて意見をもらいたい。

改めて被災者データベースのデータの課題について説明する。まず、「広域被災者データベース」は、災害対策基本法第 90 条の 3 及び 90 条の 4、個人情報保護法 69 条に基づき被災者の情報を共有することになっている。災害対策基本法等では被災者台帳に記載する情報として一部の情報（「特に支援が必要な被災者の情報（要配慮情報）」や「援護の実施に必要な情報」）の詳細が明示されていないが、内閣府防災「被災者台帳の作成等に関する実務指針」、APPLIC の「被災者台帳管理ユニット標準仕様」で例示されている。一方で、被災者データベースに取り込まれた情報（特に「要配慮の情報」、「援護の支援の状況」）のデータ項目がバラバラの状態で格納されており、これに係る皆様の課題感をお伺いしたい。

次に、災害対策基本法等における被災者台帳の記載事項について。「災害対策基本法」及び「災害対策基本法施行規則」において、被災者台帳に記載する事項が定められている。しかし、氏名、生年月日、性別、住所、居所、電話番号その他の連絡先以外に「六 援護の実施の状況」「七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」があるが、具体的な内容は明示されていない。データ項目については、災害毎に事あるので指定はしないとなっているが、様々な観点から標準的なデータ項目として記載がされている。

APPLIC の方で被災者台帳の標準仕様について「被災者台帳の作成等に関する実務指針」における被災者台帳の記載事項が整理されている。「被災者台帳の作成等に関する実務指針」においては、被災者台帳の作成に係るデータ項目（「援護の実施の状況」、「要配慮であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由」）が例示されている。同指針において、データ項目は、災害の種類や程度、市町村ごとに必要な情報が異なる可能性があるため、データ項目を一律に限定的に規定しないとしており、標準的なデータ項目の例が記載されている。

次に実際に石川県が取り込んだ情報として要配慮情報など、こういった情報が取り込まれたかを整理した。県だけではなく市町の業務支援で、どのような要配慮情報を使っていたかを一覧で整理した。一定共通化されたものもあれば、市町レベルだと統一がされていない。

次に援護の実施に必要な情報について。県が実施した見守り事業や被災者アセスメントで実際に取り込んだデータを整理している。データ項目などが統一されていない。本日は見守り事業などで実際に連携されたデータの課題についてコメントをいただきたい。また被災者台帳の作成支援などについてもこういったデータがあったのかというのを踏まえて、最低限必要なデータ項目について意見をもらいたい。

<「被災者データベース」を活用する具体的な業務について>

「被災者データベース」を活用する具体的な業務について、事務局から以下の説明があった。

○事務局-高野

今日議論したいポイントについて大きく 2 つの観点がある。一つ目は避難所外避難者の把握。二つ目は、取得したデータの利活用。一つ目はアウトリーチによる把握と、被災者自らの情報発信による把握がある。前者は、最優先にするべき人について、能登半島地震の際は、全戸訪問を実施した。行政リソースが限られる中で対象を要配慮者に限定できないかを検討している。リソースが限られている中で効果的な手段について意見をもらいたい。例えば平時の避難行動要支援者名簿の活用も考えられる。被災者自らの情報把握について、例えば一時的な情報になりがちといった課題がある。継続的に取得できる手段について意見をもらいたい。例えば民間のプラットフォームの活用や、行政側で統一的なプラットフォームを作ることもあり得る。

続いて利活用について、2点提示する。一つ目は被災者データベースを活用できた業務における課題について。二つ目は活用できなかった業務における課題について意見をもらいたい。本日の意見は導入手順書にまとめていく。

避難所外避難者の把握手法について。自宅や車中など多岐に渡る避難者が存在する。能登半島地震の際は、安否不明者が多数であったし、どの優先順位で被災者を支援するのかの判断が難しかった。アウトリーチによる情報把握は平時からの情報を持っている要配慮者やそうでない要配慮者がいる中で、全てにリーチするのは難しいので効率的なアウトリーチによる情報把握が必要。

能登半島地震および奥能登豪雨のチャンネルについて。情報収集のチャンネルは 2 つ。被災者自らの情報発信とアウトリーチによる情報把握。被災者自らの情報発信については LINE やコールセンターを活用した。基本 4 情報や要配慮事項なども収集した。

アウトリーチによる情報把握については、Suica を活用して避難者の居所を把握した。また義援金の手続きでの把握も行った。被災者自らの情報発信とアウトリーチによる情報把握について、以前の検討チームで提示をしたが、被災者自らの情報発信については、発災後

の登録の呼びかけができず、発災後の取り組みには限界があるので、発災前からこういったものを利用できればより多くの人の把握ができたのではと感じている。アウトリーチによる情報把握については、多くの被災者状況の把握ができたが、給付申請時点の情報にとどまるなどの課題があった。被災者自らの情報発信はコストがかからないが、捕捉できる人の対象が少ないのが課題。アウトリーチによる情報把握については、コストはかかるが、把握できる対象が多い。いかに情報把握できる対象を増やせるかを検討していきたい。

アウトリーチによる情報把握について、更に事業ごとに細分化して、どのような情報が把握できたかを別途整理した。総じてアウトリーチにより把握できたのは40歳以上が中心だった。それぞれの事業で取得した居所情報について、事業によってデータ項目や様式にばらつきがあった。またアウトリーチにより把握できた被災者について、見守り事業等で避難所外避難者の把握で病気やケガの情報を取得できた。災害ケースマネジメントでは要配慮事項などを把握することができた。また日常生活で配慮が必要な情報もあるが、その他でまとめられている情報も多かった。

被災者自らの情報発信によって取得できた情報について。被災者の年齢としては石川県のコールセンターとLINEの活用でいずれも40歳以上を中心に把握できた。要配慮者についても病気やけがの情報について把握できた。LINE、コールセンターについて、なかなか継続的に情報を取得することが難しかった。LINEの更新回数が少なかった。2回以上更新したのは4割弱。コールセンターも同じ。継続して情報を取得することが難しいことがわかった。

データの利活用について。被災者データベースを活用した事例として石川県が構築した被災者データベースで、一部活用を含めて様々な業務に被災者データベースを活用した。例えば、広域避難対策。奥能登豪雨で輪島市から二次避難の要請を受けて、二次避難を実施した。また孤立集落の支援にて、被災者データベースの情報のうち、世帯情報や道路の情報を重ねてマップを作成したという活用もした。被災高齢者等把握事業でも、自治体間で情報を共有した。

被災者データベースを利用できなかった事例について。例えば避難の部分で想定した活用方法としては被災者情報の連携が想定されたが、一部できなかった。理由は既存の業務フローに合わせる事が難しかった。また、データの最新情報の一部しか取り込めていなかったという課題もあった。情報発信においても難しかった。また、連携を想定した名簿を示しているが、一部連携をできなかったものとして、避難行動要支援者名簿や個別支援名簿がある。理由は、市町によって定義や項目にばらつきがあったり、被災者データベースに連携する事が逆に混乱するといった課題もあった。

奥能登豪雨の課題について。情報項目を事前に把握できていなかったのも、健康確認表と同じ項目を被災者に聞くという事もあった。また、被災高齢者等把握事業については、被災者アセスメントが当初紙であったので被災者データベースに連携できなかった。また関係者間で要支援者に係るアセスメント情報のすり合わせができず、対象者について優先順

位を立てることができなかったという課題もあった。

<意見交換>

議事1 および2について委員より以下の意見があった

○APPLIC（武藤委員）

11 ページに取り込み台帳が2つあった。「ふりがな」についてカタカナになっているところと、ひらがなになっているところがある。統一されていない。この辺りはシステム化するときに統一されたほうが良いのではないか。

○内閣府(防災担当)（松本委員）

実際に災害時に取り込んだ情報やその活用内容について整理いただいたとても良い資料になっている。これで他の自治体を含めて具体的な議論ができる。今後は課題を含めて抽出して標準仕様に入れるまとめ方をしていくと理解している。一方で、今回の災害の対応で実際に行ったことと、今後やりたいことを整理してもらっているが、できなかったところが、どう課題解決すればいいのか、そこが整理されないと、災害時に使えるかどうかの評価が難しい。最後まとめるときは、仕様書に入れるのか、報告書にまとめるのかやり方は色々ある。また、せっかく色々データを抽出して整理してもらったので、比較できるような形で、ざっと整理してみたらいい。広域災害対応に実際に役立った情報なのか、今回は使わなかったが あったらよい情報なのか、必要ない情報なのか、どういう目的でどんな情報を用いたかなど整理してもらっている情報を整理すれば見えてくるので、是非やって欲しい。その中で、書き方が揃っていない課題なども見えてくる。その辺りの比較をしたほうが良い。一部は、アセスメントの情報をA市とB市で比較しているが、その中の「特記事項」が同じ内容なのか、違う内容なのかと言うのを比較すると、その中でも同じ情報があるのかどうかの話ができる。そこまで最低限評価すべきだとは思う。手間はかかるとは思いますが、あえて申し上げると、そういう比較をしっかりとすべきだと思う。

また、活用の事例について、データを集めたけど、使われなかったとかあるなかで、そこを確認するのは非常に意味がある。例えば、資料の中で「更新頻度のバラつきによりデータ連携ができない課題」との記載があるが、本当にそれが原因なのか。例えば、能登半島地震で物資支援のシステムを使っていた中で、ある町から、何個、これを下さいという依頼が、いつの間にかシステム上で、その数字が変わっていることがあり、正しい情報なのか、誰かが間違えて上書きしたのか確認に手間取ったような事例があった。その為、次期物資システムでは、入力された情報に対して、その情報をいつ誰が入力したのかと言うのをメタデータとして分かるようにする。そうすれば、情報に疑義があればすぐに入力した者に確認ができる。そこまでやれば、更新頻度関係なく、とにかく最新の正しい情報をマージしていけば、正確な情報を整理することができる。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局（藤原委員）

第1に、11 ページ以降に取り込んだデータが整理されているが、それぞれのデータ項目の内容について具体的に明らかにしていただきたい。例えば要配慮事項のように、項目の下に更に下の階層として具体的なデータが格納されているのではないかと思う。例えば22 ページにも「不安・心配ごとメモ」という項目があるが、この項目も、具体的にどんなデータが格納しているのか資料からは分からない。このようにデータ項目の具体的な内容を明らかにして欲しい。広域被災者データベースが扱うデータ項目について意見照会するうえでも、具体的にどんな情報を記載していたのかを明らかにして頂けると意見が出し易いと思う。

なお、LINE で聞き取った情報の項目について、15 ページと 34 ページで整理されているが、それぞれに記載されている項目が一致しているのかも分かりづらく感じるので、この点もクリアにして欲しい。

第2に、意見照会で広域被災者データベースを活用して情報をやり取りする上で考えられる課題感を伺いたいと説明されていたが、実際の災害対応で、多様な主体とデータを共有するという課題にぶつかった知見は石川県が一番持たれていると思うので、石川県で実施されたデータ共有の実態についてファクトを示してもらいたい。つまり、広域被災者データベースに取り込んだデータ項目が本当に業務に必要なだったのか、業務に必要なだったとしても、広域被災者データベースで共有するべきものだったのかを仕分けることで、業務上必要でかつ広域被災者データベースで共有する必要がある情報についてはデータモデルとしてきっちり標準化していき、そこまでの必要性がないものについては、扱う情報の項目だけ決めておくといった色分けが出来るようになるのではないか。

そのためには、今回応急的に構築された広域被災者データベースにどのくらい市町や県の方がアクセスしてその情報を使っていたのか、アクセスログ等を解析して客観的データを示すことが出来ればよいと考える。そういった石川県の実態が見えれば、自分の自治体に置き換えた時にどんな課題が考えられるかという意見を、他の都道府県も出しやすくなると思う。

本会議終了後意見照会を実施するとのことだが、まずはどんなデータが必要だったのかという石川県での整理を示して頂いてから意見照会をかけた方が議論が進むと考える。

第3に、広域被災者データベースで扱うデータ項目をどうするかというのは重要な論点なので、まずは石川県でどうだったのかを分析して、12/10 のワークショップでさらに深掘した議論をする、という形をとってはどうか。

○経済産業省（西垣委員）

被災者データベースについて、昨日内閣府防災から発表した能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方の報告書の報告をしたい。今回の災害で一番中心になっているのが、避難所

という場所の支援から人の支援に考え方を変え、在宅避難者や車中泊避難者を含めて支援していくというのが転換点としてある。指定避難所以外の避難者を含めた情報把握および支援という項目があり、そこに石川県の取り組みや実施するべき取り組みがある。その中で被災者台帳を作る際に、避難者自身が入力するとか、保健師などもタブレット入力することで、行政職員の負担軽減もできると書いてある。

また、被災者データベースは業務に使う前提である旨を書いている。石川県の今回の資料も、今後の対応において、業務以外でも高齢者の発災以降の情報がどんどん変わる情報を入れながら、データベースに入れ込んでいき、その中で例えば災害ケースマネジメントで、どのようなプラスの情報が必要だったのかというのを議論するのは良いと思うが、業務に使われたかどうかをこれから検証するよりかは、今後に向けて、自治体と一緒に進めるときに、この被災者データベースをどう活用するのかの議論の中に位置づければ良いように感じた。特に松本参事官から項目の細かい点の指摘もあったが、今回被災者台帳の手順書など話が出てきているが、場合によると、こういうのは書き直したほうが良いという提案にも繋がると思う。その辺をしっかりとまとめてもらったと思っている。

報告書の最後に被災者の情報を把握することの重要性が書かれているが、今回石川県が被災者データベースを作るにあたって、被災者台帳から住民基本台帳の情報を入れたという話があったが、石川県はたまたま被災者台帳システムについて市町が同じものを入れていたのは、きわめて特殊なケース。その為、住民基本台帳から直接被災者データベースに入れるやり方も提起していいと思っている。また他の自治体からの意見でいうと、観光客や外国人が多いという議論もある。他の自治体において石川県の地域でやったことに対して、他の自治体にとっては充分かどうかの意見をもらえばいい。

報告書の最後のところで、業務に使うシステムの話があるが、そうしたシステムを活用する為にその前提としての被災者データベースという話がされている。要は業務を行うシステムの前提としてのシステムということ。そのうえで、データ項目が足りているかどうかの議論ができると良い。

○加賀市（岩城委員）

被災者データベースを作る際の住基情報の抽出について、災害が起きたときに使うのであれば良いが、平時から住基情報をどこかに置くときの法的な立て付けも併せて整理してもらいたい。また、被災者データベースは石川県でまとめているが、この被災者データベースはこの先の目的が他の県でも使えるようにするのか、石川県の中のものなのかがわからない。たとえば加賀市だと、石川県の県境にあるので、広域災害になると福井県や隣町との連携も想定される。複数の県を跨いだ連携を想定したデータベースなのか、あくまで石川県でくくるのが気になる。

また、データベースの可動範囲、適用範囲について、発災直後、市町の方で各種データを取り纏められて、広域になってから被災者データベースが動くのか。そうではなく、最初の

段階から災害の規模によっては市町の中にとどまるケースもあったりはするとは思いますが、できれば発災直後から同じ被災者データベースにデータを関係者が入れていくようなことを想定してもらいたい。

また基本4情報をベースに考えられているが、基本4情報はあくまで住民票上の情報だが、災害が発生したときにどこにいたかの情報も大事。石川県は災害が起きた場所でコンビナートや毒物性があるものなどがなかったが、そういう所が被災したときに、そこにいた人を抽出したい場合、発災時にどこにいたのかの情報が大事。その辺もあわせて考えてもらいたい。

○個人情報保護委員会事務局（小松委員）

法制面でのコメントをする。資料に広域被災者データベースは「個人情報保護法69条に基づき被災者の情報を共有する」とあるが、発災時の被災者台帳作成の為の情報収集や被災者台帳情報の提供は特別法である災害対策基本法がまず検討されると考えており、そこにカバーされていない部分があったので、個人情報保護法で検討されたと理解している。どの部分がカバーできなかったのか、また、その課題感を引き続き伺いたい。

○弁護士（岡本委員）

被災者データベースが発災直後の安否確認の場面よりも、それ以降の中長期的な被災者支援に係るといふ部分が肝である。そうすると、被災者支援のための法制度をはじめ民間事業者による各種支援を被災者が行ったかどうかを補足して記録しておく必要がある。内閣府の次世代のデジタルプラットフォームの検討会の中でも災害発生時の法適用条項の可視化をどうするかを検討しているところである。どのような制度が使えるのかというのは、最低限様々な支援給付の漏れが無いかをチェックすることが大事。政府が直接支援するメニューのみならず、民間などの被災者支援の情報も被災者支援に役立つ。とくに自然災害債務整理ガイドラインや公共事業者による支援には、支援漏れが多いので、これまでの災害で活用されてきた支援はチェックできるような共有機能があるといい。どういうアセスメント項目を共有するべきかは、事業ごとではなく人目線で検討してもらいたい。

それに加えて、避難行動要支援者名簿をマスターデータとして検討する件について、現行の避難行動要支援者名簿は、あくまで災害対策基本法では、地域防災計画に基づいて作成することになっていて、どういう手法で作るかは市町村側の任意になっている。フォーマットが地域間で項目含めて属性なども違うという課題もある。そう考えると、被災者データベースではその前提として現行法では対処できないので災害対策基本法の改正や新たな政令レベルで最低水準を法制化しておかなくては、宝の持ち腐れになってしまう。ここは統一フォーマットと法令上の統一された項目を整理するべき。石川県としても強く法令上の整備を要求するべきだと思う。

<個人情報取り扱いについて>

個人情報の取り扱いについて、事務局から以下の説明があった。

○事務局-高野

被災者データベースそのものを行政職員のみならず多様な関係者が活用できるように、個人情報を扱ううえで、顕在化している課題を取りまとめることが必要と考える。本日は石川県での対応の実態を示す。今後は県の立場だけではなく市町や民間の支援者の立場からも個人情報の課題についてワークショップなどでも意見をもらっていききたい。対応策は導入手順書にも反映させていききたい。

本日は特に課題となった5つの事例について紹介する。まず被災者台帳や被災者データベースに対する役割とトリガーについて。広域避難を支援するにあたっては、被災者一人一人の被害状況を把握し、整理し、情報連携を行うことが必要になる。その業務の中で被災者台帳の作成・利用・提供を通じて行う中でぶつかった課題と対応を整理した。

まず被災者台帳の作成の主体について市町村に限られている。被災者台帳そのものが、市町村の判断によって作成がされないと、都道府県が積極的に個人情報を利用することが難しいという課題があった。そこに対して被災者台帳の作成と自治体間の共有として、被災者データベースを位置づけ、避難先の情報の受け渡しを石川県が行った。

情報の利用について、台帳を作成した後の被災者の情報の更新をすることの対応が難しかった。被災市町から、石川県がそれぞれ保有する被災者台帳情報の提供を受ける側として、被災者台帳情報を石川県が利用できるようにした。

次に台帳情報の提供について、石川県が収集した情報について市町では持っていない情報を台帳に提供することの必要性があった。そこに対しては、他の自治体が保有する個人情報を被災者台帳に提供できると整理して、県が持つ情報を提供した。

次に避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用について。特にデータの利活用になるが、業務としては広域避難者や避難所外避難者が多数発生する中で、避難所の運営や避難所外避難者への支援の提供を実施する中で、被災自治体と避難先自治体で情報を共有するニーズがあった。例えば安否確認の情報や、要支援者の情報や必要な設備の情報など。実際に県内の作成状況について、まず避難行動要支援者名簿については、石川県内ではほとんど作成はされていた。また、内容についても比較的、統一されていることが多かった。個別避難計画についても概ね作成されていた。そういった作成状況がある中でこれらの活用を検討する際の課題としては、名簿情報の利用提供の主体が市町村長に限られていることがある。また、災害時に市町村長がニーズに応じて名簿情報をどう提供するのか誰に渡すのか含めてプロセスが決まっていないという課題もあった。

次に災害ケースマネジメントにおける民間の支援者との情報連携について。民間への情報の提供ができるといいが、災害対策基本法を根拠にはできないので、個人情報の保護法を参照して本人同意を取ったり、あきらかに本人の利益に繋がるかどうかを判断することが

必要であった。委託契約を結んでいない支援者に個人情報を提供できるのか、それらから受領した情報をデータベースに入れられるのかといった課題があった。対応としては委託契約等がある場合にも情報提供が可能と整理した。一方で、こういった取り交わしが間に合わないことが課題として残っている。

次に、個人情報の取り扱いにかかる内部の体制構築について。被災者の個人情報を県が取り扱うにあたっての法的な課題を整理する必要がある。それを誰が実施するのかの担当者が決まっていないという課題があった。対応はデジタルの担当が所管部署等や、国の機関に直接相談をして個人情報について助言をいただいた。課題としては災害対応部署との連携ができる体制の構築があった。

次にマイナンバーの活用について。データベースを動かす中で名寄せや個人の特定の課題を示している。被災者台帳から個人を特定できるマイナンバーは、作成にあたっては利用できるが他の地方公共団体との間で台帳情報の提供に利用できないという課題があった。対応としては被災者データベースの ID としてマイナンバーを識別子には使わず独自に識別子を使った。

制度の面に限らず、システム面でも個人情報の取り扱いにおける課題があった。セキュリティの観点では技術的と規則的側面があった。今回はシステムの起動・運用開始フェーズにおける課題を整理した。今回多様な関係者が様々な情報を見ることがあったが、そういった権限設定の複雑さや、必要な人に権限を付与できないことや、必要でない人に権限を付与しないように対応しなくてはいけないことがあった。ルール面については、被災者データベースの利用規約などを一から作成した。主に 4 つのカテゴリーと対象者を想定して、グループを 3 つの階層に分けて整理を行った。アカウントの発行については、申請書の個人アドレスもとに行いアクセス者を特定できるようにした。データベースで取り扱う情報の分類について、アクセス権限を付与する基準として情報がどの程度機微かによって整理した。

<意見交換>

議事 3 について委員より以下の意見があった

○内閣府(防災担当) (松本委員)

外部の方や民間の方がデータベースに触れることは実際あったのか。入力支援者はそれに該当するのか、自治体だけの話なのか、などが気になった。ベンダー以外で NPO や支援者も該当すると思うが、それらがどこにカテゴライズされるのかが気になった。その実態を少し教えていただくとありがたい。また、情報の活用事例について、マイナンバーではなくユニーク ID を活用したと話があった。ユニーク ID を使った点が今回のデータベースの良かった点だと思うが、実際活用された事例との関係で、ユニーク ID が連携に使われる機会があれば、ユニーク ID の使われ方を教えていただきたい。

要支援者名簿など項目が揃っていないという原因が法律で示していないからというのが

あったが、やや批判されている気がしたが、内閣府防災としては指針を出しており国としては項目を具体的に提案している。

要支援者名簿に記載の情報項目は自治体によって運用が異なるというのはあると思うが、指針の書き方含めて、指針ではどうなっているのか、市町は指針に沿っているのか、指針に沿っていないのならば何かしらの理由があると思うので、そこを詰めないと、法律事項を整理しても市町が対応できないケースが出てくると思う。法律整備しても従ってくれないと意味がないので、実態上どうなっているのか、少なくとも本会議に御参加の自治体には聞けると思うので、整理をしてもらいたい。

○経済産業省（西垣委員）

避難行動要支援者名簿については、誰を要支援者にするのかというのは市町村によってバラバラなので、そこは慎重に考える必要がある。厚生労働省の普段から持っている介護情報や障害者情報との連携でどうするのかを考える必要がある。

ユニーク ID については、石川県でマイナンバーを使えるようにするという議論をするのではない。4 情報があっても、他のシステムの 4 情報の書き方が違うと名寄せができないのでユニーク ID が必要であった。ユニーク ID の作り方は標準仕様書に書く必要があると思う。広域で考えると県境を跨ぐ。標準仕様書にユニーク ID の作り方を書かなくては行けない。今各都道府県でデータ連携基盤を作っている中で、その中で ID をどうしているのか、どう他県と連携するべきかを考えながらユニーク ID の作り方を考えるべき。

また、個人情報保護法の話が出た理由について、90 条の 4 で市町村は都道府県にデータを渡せるが、県で入力した情報を市町村に戻す話は、災害対策基本法にはないので、石川県では個人情報保護法を参照した。災害対策基本法上に、市町と都道府県で連携する話を書いていないと、個人情報保護法を参照しなくては行けないというのは課題。避難行動要支援者名簿も同じく 49 条の 10 で市町村長は関係都道府県知事とその他の者に対して要配慮者の情報を提供することを求めることができるが、その逆の話がここにあるのかという議論もある。その辺りの論点も法律の対応が必要だと思う。

○弁護士（岡本委員）

事例について示してもらったが、よく課題が整理されている。対応と課題についても書いてもらったが、石川県として、それらを踏まえた提案やあるべき理想、どうあるべきかという点は次回以降、法改正なども視野に入れながら提示してもらいたい。例えば、事例 4 でいうと、個人情報保護法や災害法制に関する政策法務研修が全国で不足していることが浮き彫りになったといえる。そのような形で、各事例について提言を整理してもらいたい。なお、避難行動要支援者名簿の問題は、「誰を要支援者にするべきか」について、地域防災計画ごとに異なるのが実情である。せめて最低水準を全国統一すべきであるというのが先の発言の主旨である。

<事務連絡>

事務連絡について、事務局から以下の説明があった。

直近は 12/10 に第二回のワークショップを実施する。以降も会議体があるが後日案内を予定。また意見聴取も実施する。本日意見いただいた内容を踏まえてまた後日案内する。

(以上)

ⁱ 市町村長が避難行動要支援者名簿を作成するために都道府県知事に要配慮者に関する情報の提供を求めた場合や、市町村長が被災者台帳を作成するために都道府県知事に被災者に関する情報の提供を求めた場合には、求めを受けた都道府県知事は、情報の提供を求めた市町村長に対し、要配慮者または被災者に関する情報を提供することができる（災害対策基本法 第 49 条 10 第 4 項、第 90 条 3 第 4 項）